



より、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

- 5) 1946年2月13日、先に提出した「憲法改正要綱」に対する回答を聴くためGHQを訪れた松本内務大臣と吉田茂外務大臣は、何の予告もなくホイットニーから「マッカーサー草案」を手交された。この際、松本らはホイットニーから次のように申し渡された。日本政府の「憲法改正要綱」はGHQにとって承認できない。ここに提示した草案（「マッカーサー草案」）は米本国・連合国・極東委員会において承認されている。日本政府の「憲法改正要綱」のままでは【15:       】の地位を保障することが難しい。ここに提示した草案の如き改正案の作成を日本政府に命じるものではないが、これと基本原則を一にする改正案を速やかに作成し、提示することを切望する。これが、いわゆる「憲法が押しつけられた瞬間」である。突然の事態に衝撃を受けた松本らは、細部は省略するが、同年2月22日の閣議において「マッカーサー草案」の事実上の受け入れを決定し、同年2月26日の閣議において「マッカーサー草案」に沿った新しい憲法草案を起草することを決定した。
- 6) 1946年2月26日、松本内務大臣は、「マッカーサー草案」に沿った憲法改正草案の作成を開始した。細部は省略するが、同年3月6日、日本政府は「憲法改正草案要綱」を発表し、マッカーサーはただちにこれを承認した。その後、この憲法改正草案はひらがな口語体にあらためられて昭和天皇から枢密院  さうみついに諮詢 しじゅん  され、一部修正の後に可決されて【16:       】に提出され、衆議院・貴族院においてそれぞれ部分的に修正されて、同年10月7日に可決した。貴族院は既に新しい選挙法で選出され、現在の【17:       】にあたるものである。

最大の修正箇所は、「【18:       】は国民にある」という条文が、どこにもなく、これを書き加えたことだった。修正を求める議会勢力は、GHQより上位に立つ【19:       】に訴え、その命令で書き込まれた。すでに全体がほぼ固まった段階だったので、まず、前文に1カ所、いかにも英文的な挿入節の手法で、次の通り書き加えられた。

…政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。…

あと1カ所は、第1条の「日本国民」にかかる修飾節として、次の通り書き加えられた。

第1条  天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、**主権の存する**日本国民の総意に基く。

したがって、日本国憲法には「第1章  第1条  日本国の主権は国民にある。」という条文は存在しない。もし、改正するならば、この条文を独立して加えるのは当然である。

また、現行第17条も帝国議会による修正で書き加えられ、これに基づいて後に国家賠償法が制定された。

第17条  何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

同年10月12日、「修正帝国憲法改正案」は枢密院に諮詢され、10月29日に可決。同日、昭和天皇は憲法改正を裁可した。そして、同年11月3日、「日本国憲法」は公布され、翌1947年5月3日に施行された。なんと、日本国憲法は明らかに新憲法の制定であるにもかかわらず、大日本帝国憲法の改正手続きをすべて踏んで制定された。

- 7) 議会審議は実質3カ月程度と短く、日本国憲法は急造憲法としての若干の瑕疵を免れることはできない。成立後早い時期から指摘され、将来改正するならばここからとされてるのは次の2点である。

最高裁判所の裁判官の人選が【20:       】に任されていること。長官以外は任命までできる（長官は天皇が任命）。

第79条  最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、**その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。**  以下割愛

第80条  下級裁判所の裁判官は、**最高裁判所の指名した者の名簿**によつて、内閣でこれを任命する。  以下割愛  
欧米では裁判官は広く法曹界から様々な方法で選ばれ、行政権を担う内閣が人選を行う例はほとんどない。

次に、第92条の「【21:       】の本旨」の内容が全く記述されておらず、地方自治体が国政の中で十分に尊重されない事態を招く一因となっていること。

第92条  地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、**地方自治の本旨**に基いて、法律でこれを定める。

およそ憲法改正案というならば、まず、以上の2点の改正と国民主権の独立条文を加えることをあげるべきで、これらを記述しない改正案は、憲法学をまともに学んだことがない人間が作成した不真面目な案であると即断して何の支障もない。

- 8) 占領軍の権力で、明らかに**政府（幣原内閣）が全く望んでいない憲法**を制定させたのは事実だ。しかし、その憲法は国民も望んでいないものだったのか？日本人が日本語で書いた草案に基づく憲法を「自主憲法」と呼ぶならば、1946年2月提出の「憲法改正要綱」がそれにあたる。しかし、先に述べたように、それは天皇主権は維持、大権事項の一部を議会に委譲、基本的人権の保障を若干厚くするという程度のもので、これは世界史的には、19世紀以前の水準である。そのような憲法を国民が望むはずがない。もしこれが「日本国憲法」となっていたら、戦後日本の政治運動の歩みは数倍も困難なものになり、社会も現代のように自由な社会になっていなかったことは確実である。GHQ民政局の他国の憲法を作る以上、最高のもにしようという意図の通り、日本国憲法は世界に冠たる民主憲法である。押しつけられたのは、大日本帝国憲法を理想とする旧守勢力の政府、押しつけたのは世界と日本の民主世論ということになり、言い方に問題があるかも知れないが、GHQ占領下にしてはじめて可能な人類史上他に類例を見ない「結果オーライ」だという見方もできる。
- 9) ドイツでは【22:       】に協力した政治家はすべて政界から追放された。ドイツにはナチ党政府への協力を拒否して下野していた政治家が多数いて、彼らが政界に復帰してドイツを再建した。もし日本で戦争に協力した政治家をすべて追放すると、ほぼ日本共産党しか残らないという現実があり、日本では一部の中心的な戦争指導者が戦犯訴追を受けたものの、大半の旧戦争遂行勢力は政界・官界・財界に残り、身を刻む反省もないまま、敗戦から何も学ぶことなく政党の看板だけ塗り替えて戦後日本のリーダーシップを取り始めた。このことが、日本国憲法の世界で最も特殊な成り立ちの背景にある。一方、長年にわたる言論弾圧の憲兵社会に辟易していた圧倒的多数の人々は日本国憲法を歓迎した。私たちの多くは、そうした名もなき庶民の末裔なのだ。

《参考》『GHQ草案』・『憲法改正草案要綱』・『憲法改正草案』は国立国会図書館のHpから読むことができる。